日本成長戦略会議第 8 回を踏まえた企業知財業務への影響と予測

調査基準日　2026 年 10 月 2 日

GPT-6.1 Sol

1 要旨と検討の前提

企業知財業務への最大の影響は、投資・事業化の判断に知財が早期から関与する必要性の上昇、AI を組み込んだ知財業務の再設計、特許・データ・ノウハウ・契約・標準化を一体で扱う業務の増加である。政策が具体化すれば、知財部門には、研究開発成果の権利化に加えて、どこへ投資し、誰と組み、何を守れば収益になるかを説明する役割が、より強く求められると予測する。

本稿は 2026 年 10 月 1 日の第 8 回日本成長戦略会議の配付資料と関連報道・公的資料を踏まえ、企業知財業務への影響と 2027 年度以降の見通しを検討する。政府の方針、委員の提言、そこからの予測を区別する。以下の実務対応と将来見通しは、制度として確定した事項を示すものではなく、政策方向から導いた分析・提案である。

2 政策として示された内容

会議資料 1 では、17 戦略分野・62 の製品等について、「足元の収益源」「今後の稼ぎ頭」「経済安全保障の強化」という観点から重点を選び、国内投資の内容・投資額と複数年度の予算事業等を盛り込む実行計画を年末までに策定するとしている。知財との関係で重要なのは、技術の有望性だけでなく、収益化や自律性・不可欠性につながる「勝ち筋」を示す方向である。[1]

首相は 2027 年度から 5 年間を集中投資期間とし、高性能 AI の普及に向け、規制・制度改革や活用の具体像をまとめる行動計画の年内策定を指示したと報じられている。現段階で、企業知財業務の AI 化に関する具体的な支援制度や義務が決まったわけではない。[2]

特別会計の構想では、収益化、民間投資の誘発、自律性・不可欠性の確保等を基本条件とし、革新性・優位性、収益性・政策効果・波及効果などを判断・検証する考え方が示されている。[3] また、当面の検討課題には、建設供給力、資金供給力、AI 戦略・社会実装、電力インフラが挙げられている。[4]

3 企業知財業務で変化が大きい領域

以下は、政策方向から導いた実務上の予測である。事業投資が拡大する領域では、権利化の件数だけでなく、投資前の選別、事業化の障害解消、連携条件の設計への関与が重要になる。

業務領域	予測される変化	必要となる対応
IP ランドスケープと戦略	政策・需要・競合投資を踏まえた参入判断への利用増加	特許に市場・調達・規制・供給網を重ね、投資・提携・撤退の選択肢を提示

業務領域	予測される変化	必要となる対応
発明発掘と権利化	開発案件と AI による発明候補が増える可能性	技術的裏付け、事業上の重要性、人の創作への寄与を確認
FTO と他社権利対応	実証・量産移行や異分野参入に伴う調査の早期化	開発着手、設計確定、量産・市場投入の各段階で調査を更新
共同研究とライセンス	権利と利用条件の調整案件の増加	既存・成果知財、改良技術、データ、モデル、第三者許諾を契約で整理
営業秘密とデータ	AI への情報提供・利用判断の増加	機密区分と入力・学習・保存・再利用条件を連動
標準化	互換性・評価方法・認証の重要性上昇	標準に組み込む技術、特許化、秘匿を同時に設計
知財評価と経営報告	投資妥当性と成果の説明需要の増加	参入障壁、事業との対応、利用可能性、収益への寄与を示す

4 特に重要な五つの変化

4.1 IP ランドスケープが投資案件の選別に近づく

政策重点分野に該当することや特許が多いことだけでは、投資の根拠として不十分である。知財部門は、自社技術が供給網のどの重要部分を担えるか、保有特許が製品・工程をどこまで押さえるか、代替や回避設計が可能か、他社権利やライセンスが障害となるか、自社単独・共同開発・技術導入のどれが適切かを説明する必要がある。

例えば、半導体分野への投資を検討する材料メーカーであれば、材料組成の特許だけでなく、製造・評価技術、顧客の採用条件、代替材料、関連する他社権利まで調べる必要がある。不可欠性は特許数だけでは説明できない。代替困難な性能、製造能力、供給の安定性、顧客との関係を含め、その中で知財が何を守るかを示すことが重要になる。これは本稿の分析であり、特定の採択要件が決定したことを意味しない。

4.2 FTO が設備投資と提携の前提条件になる

投資と事業化が加速すると、量産設備への投資後に他社特許が見つかる損失が大きくなる。FTO は開発の進捗に合わせて繰り返し実施する必要性が高まる。AI は文献分類、関連箇所の抽出、クレーム対比案、監視候補の選定に利用できる。一方、重要案件では、調査範囲、権利の存続状況、対象国、クレーム解釈、製品仕様との対応を人が確認する工程が必要である。

投資促進を目指す政策が、企業実務では「速く進めるために権利リスクを早く把握する」需要を増やすと予測する。調査は、製品仕様・販売国・実施時期の変更に合わせて更新し、未公開出願が残ることも判断に織り込む。

4.3 AI 普及によって知財部門自身の業務設計が変わる

短期的には要約・翻訳・分類・ドラフト作成が広がり、その後、発明提案から先行技術調査、出願判断、明細書案までを接続する運用が増える可能性がある。ただし、処理時間の短縮だけを目標にすると、発明候補や出願が増え、人の確認工程が詰まるおそれがある。

設計項目	確認する内容
AI の担当範囲	抽出、比較、提案、下書きのどこまで任せるか
根拠	原文、文献番号、引用箇所を追跡できるか
人の確認	重要度に応じて誰が何を検証するか
品質評価	見逃し、誤引用、手戻りをどう測るか
実行権限	データへのアクセス、外部提供、提出・更新を誰が承認するか

平野委員の資料でも、データ整備、人材育成、安全な AI 利用環境、精度検証とルール整備が提言されている。ただし、同資料の AGI に関する見通しは委員の見解であり、政府が確定した将来予測として扱うべきではない。[5]

4.4 発明者確認と技術的裏付けの記録が重要になる

AI による発明支援が広がるほど、「誰が何を創作したか」「出力をどのように検証したか」が問題になる。特許庁は、願書の発明者は自然人であり、AI を発明者として記載することは認めないと説明している。[6]

実務上は、課題設定、技術的な着想、候補の修正、実験・検証等について、人の寄与を記録する運用が有用である。単に AI 出力を承認したという記録だけで発明者を判断できるとは限らない。また、AI を利用したこと自体と特許要件を満たすことは別の問題である。AI 関連発明についても、進歩性、記載要件、発明該当性が審査上の論点となる。[7]

4.5 特許とデータやノウハウの保護を同時に考える

産業向け AI では、製造条件、失敗実験、検査画像、顧客の使用条件などが競争力の源泉になり得る。AI に利用する際は、特許出願の判断と並行して、入力データ、学習利用、モデル、出力、契約終了後の利用条件を確認する必要がある。経済産業省の契約チェックリストは、この整理の出発点になる。[8]

会議では連合が、海外製 AI への学習による製造ノウハウ流出への懸念を示している。これは委員の問題提起であり、政府による一律の利用禁止を意味するものではないが、知財部門が関与すべき具体的な課題である。[9] 国産 AI、オンプレミス、閉域環境であることだけで保護が完了するわけではなく、利用権限、ログ、保存期間、運用委託先、契約条件まで確認する必要がある。

5 共同開発と標準化への影響

日商は知財の戦略的活用と、技術流出・権利侵害の抑制を明示した。[10] 竹内委員は国際標準化への積極的関与を提言し、遠藤委員はデュアルユース産業育成について、民間への知財帰属と政府の購入約束を組み合わせる構想を提示している。いずれも、具体的な制度として確定したものではない。[11][12]

ここから、共同研究や政府関連事業に参加する前の知財・契約設計の重要性が増すと予測する。成果の帰属だけでなく、民生用途への展開、改良技術、第三者へのライセンス、秘密情報の開示範囲まで整理する必要がある。政府支援を受ける場合の成果利用条件等は、個々の公募要領・契約で確認する。

6 2027 年度以降の見通し

次の確度は、政策の実行状況を条件とした定性的な評価であり、統計的な発生確率ではない。

時期	変化の予測	確度と条件
2026 年末から 2027 年度	政策と自社技術の対応付け、投資前調査、AI 導入・契約審査の需要増加	比較的高い。計画と予算・公募条件の具体化が前提
2027 年度から 2029 年度	共同開発、実証、量産移行に伴う FTO・権利帰属・秘密管理の負荷増加	中から高。投資案件の立ち上がり速度による
2029 年度から 2031 年度	標準化、海外展開、ライセンス、投資成果評価の重要性上昇	中程度。市場形成と事業化の成否による
集中投資期間中	定型処理の AI 化が進み、人は重要判断・検証・交渉へ比重を移す	方向性は比較的確か。速度はデータ・人材・運用体制による

知財部門の人員が一律に減るとは予測しにくい。定型業務が減っても、開発・提携案件の増加や、データ・契約・経済安全保障への対応が増える可能性がある。人数よりも、担当する仕事と必要な能力が変わると見るのが妥当である。

AI 性能が急速に向上する場合には、特定ツールに作り込んだ業務が短期間で陳腐化する可能性がある。自社の文献、評価基準、確認手順、契約条件を整え、ツールを交換できる構成にすることが有効である。一方、予算・制度整備や電力・人材等の供給制約により投資が遅れる場合、知財投資も事業の進捗に合わせて段階的に行う必要がある。

7 企業が今から進めるべき対応

年末の計画確定を待たず、次の準備は進められる。補助金の採択や AI 性能を前提に固定的な投資を行うのではなく、事業の判断材料と業務基盤を先に整える。

優先順	対応	成果物
1	戦略分野・主要技術と自社事業を対応付ける	政策項目、製品・技術、顧客、保有知財の対応表
2	有力な投資・参入候補を絞り込む	市場性、技術優位性、FTO、提携候補を含む判断資料
3	AI に利用する情報と条件を決める	機密区分別の入力ルールと契約確認項目
4	一つの知財工程で AI 運用を検証する	根拠付き出力、人の確認、見逃し・手戻りの評価

優先順	対応	成果物
5	共同開発契約と発明記録を整える	既存・成果知財、データ、改良、利用条件、人の寄与の記録様式
6	投資成果に結び付く知財指標を設ける	重要事業の権利カバー、障害の解消、採用・契約・収益への寄与

中堅・中小企業では、全項目を同時に整備する必要はない。まず「次に投資する事業」を一つ選び、その事業について政策との対応、他社権利、自社の保護、提携契約をまとめる方法が実用的である。

今回の政策方向は、知財部門が経営・研究開発の投資判断に参加する機会を広げる一方、その判断の根拠と事業成果への貢献を問う圧力も強めると考えられる。今後は、年末の実行計画、2027 年度予算、公募・調達条件、AI 行動計画の具体策を確認し、予測を実際の知財活動計画へ落とし込む必要がある。

参考文献

会議配付資料[1][3][4][5][9]から[12]は、2026 年 10 月 1 日開催の第 8 回日本成長戦略会議の資料。掲載先は内閣官房の会議資料ページ。ウェブ資料の参照日は 2026 年 10 月 2 日。

会議資料掲載先　https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nipponseichosenryaku/kaigi/dai8/gijishidai.html

[1] 内閣官房．資料 1「日本成長戦略実行計画」の策定にあたって．2026 年 10 月 1 日．3 頁。本文 1〜2 頁の策定方針、集中投資期間、実行計画のイメージとスケジュールを参照。配付 PDF 名：shiryou1.pdf。

[2] 時事通信．高市首相、AI 普及「年内に行動計画」＝戦略 17 分野、今後 5 年「集中投資」―成長戦略会議．nippon.com 掲載．2026 年 10 月 1 日 19 時 51 分。https://www.nippon.com/ja/news/yjj2026100100960/

[3] 内閣官房．資料 3『「強く豊かな日本」投資枠』における特別会計について．2026 年 10 月 1 日．3 頁。支援構想、経済成長の押し上げ効果と経済安全保障上の重要性を参照。配付 PDF 名：shiryou3.pdf。

[4] 内閣官房．資料 2 当面の検討課題（案）．2026 年 10 月 1 日．1 頁。配付 PDF 名：shiryou2.pdf。

[5] 平野未来（シナモン AI CEO）．資料 4－6 第 8 回日本成長戦略会議．2026 年 10 月 1 日配付．1 頁。AI 投資の柔軟性、実装支援、評価・検証に関する委員提言。配付 PDF 名：shiryou4-6.pdf。

[6] 特許庁．発明者等の表示について．発明者の表示を自然人に限る取扱いに関する説明。https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/hatsumei.html

[7] 特許庁．AI 関連技術に関する特許審査の事例について．進歩性、記載要件及び発明該当性の判断のポイントを示す審査事例。2024 年 3 月 13 日付で 10 事例を追加。https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html

[8] 経済産業省．AI の利用・開発に関する契約チェックリスト．2025 年 2 月。AI 関連サービスにおけるデータ等の取扱いと契約上の確認事項。https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20250218003-ar.pdf

[9] 芳野友子（日本労働組合総連合会会長）．資料 4－8 第 8 回日本成長戦略会議で示された論点に対する意見書．2026 年 10 月 1 日．3 頁。特に 3 頁のデータ主権と製造ノウハウ流出に関する提言。配付 PDF 名：shiryou4-8.pdf。

[10] 小林健（日本商工会議所会頭）．資料 4－4「中小企業」や「地域」への波及効果も意識した民間の長期的かつ自立的な投資を喚起する実行計画を．2026 年 10 月 1 日．3 頁。特に 2 頁の知財の戦略的活用と保護に関する提言。配付 PDF 名：shiryou4-4.pdf。

[11] 竹内純子（国際環境経済研究所理事ほか）．資料 4－5 日本成長戦略実行計画への提言．2026 年 10 月 1 日配付．1 頁。国際標準化への関与、人材の資金的・組織人事的支援に関する提言。配付 PDF 名：shiryou4-5.pdf。

[12] 遠藤典子（早稲田大学研究院教授）．資料 4－2 日本成長戦略会議 第 8 回 発言案．2026 年 10 月 1 日．2 頁。特に 1 頁のデュアルユース産業育成と民間への知財帰属に関する構想。配付 PDF 名：shiryou4-2.pdf。